様式第８号の３（裏面）

記載要領

１　無料職業紹介事業を行う事業所ごとに別紙で記載することとし、無料職業紹介事業者を管轄する都道府県労働局に提出すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。

２　対象期間については、前年の４月１日から３月末日までとすること。

３　１には、地方公共団体名を記載すること。

４　活動状況　（国内）

(1)　〔求人〕欄「求人数」及び〔就職件数〕欄には、無料の職業紹介事業が附帯する業務に係る施策名及び当該業務に附帯して行う無料職業紹介事業の「取扱業務等の区分」の求人ごとに、１箇年における求人及び就職数について、「常用」、「臨時」、「日雇」の区分ごとに記載することとし、常用についてはその人（件）数、臨時及び日雇についてはその延数（人日）を記載すること。

(2)　〔求人〕欄「有効求人数」及び〔求職〕欄「有効求職者数」欄には、無料の職業紹介事業が附帯する業務に係る施策名及び当該業務に附帯して行う「取扱業務等の区分」ごとに、「有効求職者数」についてはさらに各年齢層区分に応じて、それぞれその３月末における有効求人数、有効求職者数を記載すること。

(3)　〔求職〕欄「新規求職申込件数」欄には無料の職業紹介事業が附帯する業務に係る施策名及び当該業務に附帯して行う「取扱業務等の区分」ごとに各年齢層区分に応じて、対象期間中に求職申込みのあった件数を記載すること。

(4)　３欄において、「常用」とは、４ヵ月以上の期間を定めて雇用される者又は期間の定めなく雇用される者をいい、「臨時」とは、１ヵ月以上４ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいい、「日雇」とは、１ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいう。なお、雇用の予定期間は、雇用の開始年月日から雇用契約の期間の終了する年月日までの日数とし、雇用の予定期間内に休日があっても雇用が継続する場合は、すべて通算するものとすること。ただし、断続的な就労の場合は日雇とすること。

５　活動状況（国外）

(1)　４①の「求人数」、③欄には、取扱業務等の区分ごとに、１箇年における求人、就職延数を記載すること。

(2)　４①の「有効求人数」、②の「有効求職者数」欄には、無料の職業紹介事業が附帯する業務に係る施策名及び当該業務に附帯して行う「取扱業務等の区分」ごとにそれぞれその３月末における有効求人数、有効求職者数を記載すること。

(3)　４②の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。

６　５の「職業紹介の業務に従事する者の数」欄には当該地方公共団体に係る３月末における職業紹介の業務に従事する者の数を記載すること。

７　④欄には、氏名（地方公共団体の名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。